

WEBで  
手軽に!

お見積り・お申し込み・ご相談方法

郵送で  
しっかり!

# 家計の見直しを保障から。

ひとの保障

## こくみん共済

手頃な掛金で幅広いリスクに備える

WEB

での

- お申し込み
- お見積り
- 資料請求は



コチラから!

こくみん共済

検索

いへの保障

## 住まいる共済

家計にやさしい安心の備え

WEB

での

- お申し込み
- お見積り
- 資料請求は



コチラから!

住まいる共済

検索

くるまの補償

## マイカー共済

掛金を抑えた手厚い補償

WEB

での

- お申し込み
- お見積り
- 資料請求は



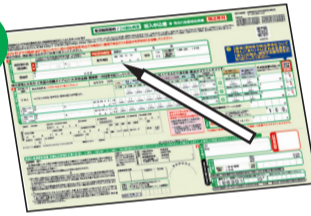
コチラから!

マイカー共済

検索

郵送

同封の  
申込書  
でお申し込み



郵送

P.6の見積依頼書  
でお見積り



窓口で  
相談したい方は

最新の営業状況等  
については二次元コード  
からご確認ください。



秋田県の  
共済ショップは  
コチラ!

公式キャラクター ビットくん (秋田県)

ぜひお近くの **共済ショップ** へ!  
ささいなことでもお気軽にご相談ください。

対面で  
わかりやすく!

人・家・車の保障、  
資産形成がまとめて  
相談・契約できます!



●共済ショップ 秋田店

〒010-0817 秋田市泉野1-1-12

●共済ショップ 大館店

〒017-0046 大館市清水4-4-47

●共済ショップ 能代店

〒016-0844 能代市花園町26-24

●共済ショップ 大仙店

〒014-0023 大仙市大曲黒瀬町4-5

お電話で  
相談したい方は

専門オペレーターが保障の疑問・質問に丁寧にお応えします。 [受付時間] 9:00~18:00 (日・祝日・年末年始を除く)

※上記受付時間は変更となる場合がございます。 ※お問い合わせの際は下記の広告番号をお知らせいただき、おかけ間違いのないよう電話番号をもう一度ご確認ください。

こくみん共済 [広告番号 720560]

住まいる共済 [広告番号 720660]

マイカー共済 [広告番号 720661]

☎ 0120-220-220

☎ 0120-080-359

ご自宅から  
相談したい方は

ご自宅からお気軽に  
保障の相談ができます。

**無料** オンライン相談

- ①パソコン・スマートフォンでOK
- ②カメラのON/OFF選択可能
- ③都合のいい時間にご予約

※通信料はお客さま負担となります。

詳細や  
ご予約は  
コチラ



※このチラシに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「リーフレット」「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

配布に関するお問い合わせは  
右記へお願いします。

株式会社アオバヤ

〒981-3201 宮城県仙台市泉区泉ヶ丘3丁目19-5

☎ 0120-311-502

[受付時間] 平日/9:00~18:00  
(土・日・祝日および年末年始を除く)

7225V041 (26.05.985.890.FP)

# こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会 COOP

〈秋田県版〉 こくみん共済 NEWS  
7225V041

ひと・いえ・くるまの「もしも」に備える  
保存版  
**備活**  
BIKATSU  
応援BOOK

今日も、未来も、毎日も。



公式キャラクター  
ビットくん

ひとの保障

こくみん共済 P1

いへの保障

住まいる共済 P3

くるまの補償

マイカー共済 P4

## 将来・もしも・今の暮らしの豊かさ、全部にこだわる保障

こくみん共済

手堅い資産形成 + 保障  
一時払い終身生命

万が一に備え  
ながら資産形成

詳しくはこちら!



終身生命共済

例えば... 男性(満40歳) ●死亡共済金:500万円

※契約発行日2025年4月以降、災害・災害死亡特約付帯なしの場合

加入時 掛金額 (一時払) **3,624,250円**

20年後 解約<sup>\*</sup> 返戻金 **4,123,400円**

支払った額よりも約**49.9万円**多く戻ってきます!

※解約返戻金の額は契約ごとに異なります。

詳細は二次元コードからWEBで、または冊子P.6の資料請求にチェック! (ご注意ください)資料請求はWEB・郵送・お電話で、お申し込みは裏面記載の共済ショップでできます。※同封の加入申込書からはお申し込みできませんので、ご注意ください。

こくみん共済

将来の資産形成 + 保障  
ねんきん

安定した老後  
生活への備え

詳しくはこちら!



個人年金共済

例えば... 女性(満35歳) ●掛金(月払い):16,360円の場合

【家族年金・重度障害年金付帯型1口+基本型2口加入】  
●加入年齢:女性/満35歳 ●年金受取期間:15年 ●年金開始年齢:満60歳 ●掛金払込期間:25年  
●給付の型:定額型 ●契約年金額(口数):36万円(3口) ●掛金の払込方法:月払

25年間の  
掛金払込総額 **4,908,000円**

返戻率<sup>\*</sup>  
約**110.0%**

受取累計額 **5,400,000円**

毎年**36万円**、月平均3万円の年金を15年間受け取れる!

※返戻率は契約ごとに異なります。

未来をつくる、今を守る  
**保障相談**  
キャンペーン

2026 6/1日 ▶ 7/31日

期間中に共済ショップにて  
新規加入された方へ  
地球にやさしい  
セルロースふきん または  
エコジパック 5枚BOX プレゼント!



期間中に共済ショップにて  
住まいる共済の  
お見積りをされた方へ  
**防災セットプレゼント!**



※掲載の画像はイメージです。 ※車状況によっては、他のノベルティをお渡しする場合がございます。

お近くの共済ショップは裏面をチェック!

●こちらに記載の内容は共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は資料をご請求いただき「リーフレット」および「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」をご契約のしおりを必ずご確認ください。

こくみん共済

北海道・東北統括本部

たすけあいから生まれた保障の生協です  
「こくみん共済 coop」は常利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

■新しく組合員になられる方へ(出資金について)

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口(100円)の出資金が必要ですが(生活協同組合連合会のために10口(1,000円)以上の出資金をお願いします)。

みんなの安心を支える保障

契約件数 **490** 万件  
2025年5月時点

**備活** 応援 **こくみん共済**の魅力  
B-I-K-A-T-S-U

簡単手続き  
医師の診断は不要。  
加入のお手続きも  
簡単です。

手頃な掛金  
たすけあいの保障  
だから、確かな安心  
を手頃な掛金で。

割り戻し金  
決算で余剰が生じた  
場合、契約者に  
割り戻し金として  
お戻しします。

個人定期生命共済・こども定期生命共済・熟年定期生命共済・傷害共済・個人賠償責任共済・終身生命共済・個人長期生命共済

日帰り入院から死亡まで幅広く備える保障

**総合** 保障タイプ  
加入できる方 月々の掛金 **1,800円**  
満18歳～満64歳の健康な方

保障内容	保障期間	総合保障タイプ20歳 満18歳～最高満60歳	総合保障60歳タイプ20歳 満60歳～最高満65歳
入院 日帰り入院も保障 1日目から最高180日分	交通事故	日額 5,000円	日額 4,000円
	不慮の事故	日額 3,000円	日額 3,000円
	病気等 ※1	日額 2,000円	日額 1,500円
通院 1日目から最高90日分 ※4	交通事故	日額 1,000円	日額 1,000円
	不慮の事故等	540万円～24万円	135万円～6万円
障がい 3級の一部～14級 ※5	交通事故	360万円～16万円	90万円～4万円
	不慮の事故等	400万円	100万円
死亡・重度の障がい 1級・2級と、3級の一部 ※5	交通事故	1,200万円	300万円
	不慮の事故等	800万円	200万円
	病気等	400万円	100万円

※満60歳以降にご加入の方は、総合保障60歳タイプ(保障期間満60歳～満65歳)の保障内容になります。

先進医療にも備える充実の医療保障

**医療** 保障タイプ  
加入できる方 月々の掛金 **2,300円**  
満18歳～満64歳の健康な方

保障内容	保障期間	医療保障タイプ20歳 満18歳～最高満60歳	医療保障60歳タイプ20歳 満60歳～最高満65歳
入院 日帰り入院も保障 1日目から最高180日分	交通事故・不慮の事故・病気等 ※1	日額 10,000円	日額 6,000円
	先進医療 ※2	最高 1,000万円	最高 500万円
手術 ※3 診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等		6万円	3万円
	放射線治療 ※3 診療報酬点数が算定された放射線治療等	6万円	3万円
通院 ※4 1日目から最高90日分	交通事故を除く不慮の事故による通院は通院して14日以上の通院をした場合が保障の対象となります。	日額 2,000円	—
	死亡・重度の障がい 1級・2級と、3級の一部 ※5	50万円	20万円

※満60歳以降にご加入の方は、医療保障60歳タイプ(保障期間満60歳～満65歳)の保障内容になります。

80歳まで加入できる、一生涯つづく安心の医療保障

終身保障は1歳でも早めの加入がおすすめです!

**終身医療** 保障タイプ  
加入できる方 月々の掛金 **200円**  
満15歳～満80歳の健康な方

保障内容	保障期間・掛金払込期間	終身(一生涯保障)
特約 先進医療 ※2	入院・外来を問わず、共済金額を限度に技術料実額	最高 1,000万円 (通算1,000万円)
入院 日帰り入院も保障 1日目から最高60日分	交通事故・不慮の事故・病気等 ※1	日額 5,000円 (通算1,000日まで)
	手術 ※3 診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等	5万円
放射線治療 ※3 (60日に1回を限度)	診療報酬点数が算定された放射線治療等	5万円

◎先進医療特約は任意付帯です。また、先進医療特約の共済期間は10年(自動更新することで一生涯保障)です。  
(注)「終身医療保障タイプ」および「終身医療保障引受基準緩和タイプ」はいずれか1つしか加入できません。また、「終身医療5000」「終身医療3000」「終身医療追加2000」にすでに加入している場合、「終身医療保障タイプ」に追加加入できません。

先進医療 特約 あり月掛金表 契約発効日時点の満年齢でご覧(下記には先進医療特約の月掛金100円を含みます)。(円)

加入年齢(歳)	男性	女性	加入年齢(歳)	男性	女性	加入年齢(歳)	男性	女性	加入年齢(歳)	男性	女性	加入年齢(歳)	男性	女性
15	1,460	1,480	29	1,970	1,950	42	2,800	2,570	55	4,190	3,670	68	6,260	5,570
16	1,490	1,510	30	2,020	1,990	43	2,880	2,640	56	4,330	3,790	69	6,460	5,760
17	1,520	1,540	31	2,070	2,030	44	2,970	2,700	57	4,470	3,910	70	6,660	5,960
18	1,550	1,570	32	2,120	2,070	45	3,060	2,770	58	4,620	4,030	71	6,870	6,160
19	1,580	1,600	33	2,170	2,110	46	3,160	2,850	59	4,770	4,160	72	7,090	6,380
20	1,610	1,630	34	2,230	2,150	47	3,260	2,920	60	4,920	4,300	73	7,330	6,610
21	1,650	1,670	35	2,290	2,200	48	3,360	3,000	61	5,080	4,440	74	7,580	6,850
22	1,680	1,700	36	2,360	2,240	49	3,460	3,090	62	5,240	4,580	75	7,830	7,090
23	1,720	1,740	37	2,420	2,290	50	3,580	3,170	63	5,400	4,730	76	8,100	7,350
24	1,760	1,770	38	2,490	2,350	51	3,690	3,260	64	5,560	4,880	77	8,380	7,610
25	1,800	1,810	39	2,560	2,400	52	3,810	3,360	65	5,730	5,040	78	8,680	7,880
26	1,840	1,840	40	2,640	2,460	53	3,930	3,460	66	5,900	5,210	79	8,990	8,170
27	1,880	1,880	41	2,720	2,510	54	4,060	3,560	67	6,080	5,390	80	9,310	8,460
28	1,930	1,920												

■先進医療特約なしもご利用しています。先進医療特約なしでご加入の場合、上記の掛金から100円を引いた額となります。

健康に不安のある方へ。詳しくは資料をご請求ください。

**終身医療** 保障 引受基準緩和タイプ

“加入条件が緩やか”な一生涯の医療保障。

各タイプ保障内容の注意事項

※1 発病日が発効日(増額分は更新日。以下同じ)前であっても、発効日から2年経過後に開始された入院は、発効日以後に発病した病気の治療を目的とする入院とみなします。 ※2 「先進医療」とは、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療)に該当するものがお支払いの対象となります。 ※3 発病日が発効日前であっても、発効日から2年経過後に開始された入院は、発効日以後に発病した病気の治療を目的とする入院とみなします。 ※4 通院は、事故の日からその日を含めて180日以内に実態に即した日数が対象です。 ※5 「障がい(重度障がいを含む)」とは、後遺障がい(傷病が治った後に残る障がい)を指し、当会の定める後に残る障がいによる程度に応じてお支払いします。なお、障がい(重度障がい)が固定したときの契約内容にもつづいた保障となります。 ※6 重度障害共済金は、重度障がい(重度障がいを含む)の状態となった日から6ヶ月間生存した場合は介護・重度障害支援共済金をお支払いします。 ※7 共済期間で1回のお支払いです。また、同一の事故に対する支払いは1回限りです。 ※8 携行品損害は共済期間を通じ、30万円を限度とします。1回の事故について、1組または1個10万円(乗車券等は通算の場合は5万円)を限度とします。 ※9 発効日から91日目以後に悪性新生物に生じてはじめて罹患し、診断確定されたときにお支払いします。生涯1回限りの支払いとなります。 ※10 発効日から91日目以後に上皮内新生物に罹患し、診断確定されたときにお支払いします。2年に1回を限度とします。 ※11 がん入院共済金、がん手術共済金、がん放射線治療共済金は、発効日から31日目以降に発病した悪性新生物または上皮内新生物が対象です。なお、発効日から31日目以前に発病した悪性新生物に罹患し、診断確定されたときにお支払いします。2年に1回を限度とします。 ※12 未婚とは、これまで婚姻届がないことをいいます。 【共通の注意事項】 発効日(増額分は更新日、以下同じ)以後に発病した病気または発生した交通事故・不慮の事故による共済金をお支払いします。詳しくは、加入後にお送りする「ご契約のしおり」でご確認ください。 ■日帰り入院とは、病気がけがの治療のために入院し、その日うちに退院した場合は、お支払いの対象となる日帰り入院は入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。 ■不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。ただし、疾病または身体的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときを除きます。

0歳から加入できる、お子さまの総合保障

**こども** 保障タイプ  
加入できる方 0歳～満17歳の健康な方  
月々の掛金 **1,200円**

保障内容	保障期間	0歳～最高満18歳	満18歳～最高満65歳
入院 入院時諸費用サポート 入院共済金が支払われる場合プラスしてお支払いします。	日帰り入院も保障 1日目から最高365日分	日額 5,000円	日額 5,000円
	交通事故・不慮の事故・病気等 ※1	5万円	5万円
骨折・腱の断裂・関節の脱臼 ※7	交通事故・不慮の事故	5万円	5万円
	入院中	5万円	2.5万円
手術 ※3 診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等	入院中	5万円	2.5万円
	外来	2.5万円	—
放射線治療 ※3 (60日に1回を限度)	診療報酬点数が算定された放射線治療等	5万円	—
	通院 1日目から最高90日分 ※4	交通事故・不慮の事故	日額 2,000円
扶養者である契約者の死亡・重度障がい	交通事故・不慮の事故等	300万円	10万円
	病気等(免責1年)	10万円	—
障がい 3級の一部～14級 ※5	交通事故・不慮の事故等	90万円～4万円	200万円
	病気等	100万円	—
死亡・重度の障がい 1級・2級と、3級の一部 ※5	交通事故・不慮の事故等	200万円	100万円
	病気等	100万円	—

① 契約締結後は健康状態にかかわらず医療20日、終身医療受給20日に継続できます。② 手術終了後は健康状態にかかわらず医療10日に自動移行し、詳しくは契約書をご覧ください。

サポートサービス **相談無料** **こくみん共済** **こども相談室**  
育児の悩みから進路相談まで、子育て・教育のエキスパートがメールで直接お答えします。

健康状態にかかわらず加入できる、けがの保障

**傷害** タイプ  
加入できる方 健康状態にかかわらず 0歳～満79歳の健康な方  
月々の掛金 **1,000円**

保障内容	保障期間	傷害タイプ 0歳～最高満60歳	傷害60歳タイプ 満60歳～最高満80歳
入院・通院 ※4 入院または5日以上の通院をしたとき 通院5日未満で治療が完了したとき	交通事故・不慮の事故	18万円～0.75万円	18万円～0.75万円
	1事故につき	3,000円	3,000円
長期入院 90日以上、180日以上連続した入院(1回の入院)のとき	交通事故・不慮の事故	(最高36万円) 各18万円	(最高10万円) 各5万円
	携行品に損害が生じたとき ※8 (国内のみ)	最高30万円(免責1万円)	—
障がい 3級の一部～14級 ※5	交通事故・不慮の事故等	450万円～20万円	225万円～10万円
	死亡・重度の障がい 1級・2級と、3級の一部 ※5	500万円	250万円

※満60歳以降にご加入の方は、傷害60歳タイプ(保障期間満60歳～最高満80歳)の保障内容になります。

★ 傷害タイプ 部位・症状別傷害共済金 支払額(抜粋)

部位	症状	骨折または脱臼	打撲、擦傷、挫傷または捻挫	熱傷	神経の損傷または断裂
頭部	頭部	97,500円	7,500円	15,000円	180,000円
	顔部	120,000円	7,500円	15,000円	60,000円
手指を除く上肢	手指を除く上肢	52,500円	7,500円	7,500円	60,000円
	手指	30,000円	7,500円	7,500円	45,000円
足指を除く下肢	足指を除く下肢	97,500円	7,500円	7,500円	60,000円

65歳から備える医療保障

**シニア医療** 保障タイプ  
加入できる方 満65歳～満69歳の健康な方  
月々の掛金 **2,000円**

保障内容	保障期間	満65歳～最高満70歳	～最高満80歳
入院 1日目から最高180日分	日帰り入院も保障	日額 2,500円	—
	交通事故・不慮の事故・病気等 ※1	1万円	—
手術 ※3 診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等		1万円	—
	放射線治療 ※3 (60日に1回を限度)	診療報酬点数が算定された放射線治療等	1万円
障がい 3級の一部～14級 ※5	交通事故・不慮の事故等	36万円～1.6万円	—
	死亡・重度の障がい 1級・2級と、3級の一部 ※5	50万円	10万円

保障内容が異なります。保障期間が異なります。保障期間が満了日までです。

65歳から備えるトータル保障

**シニア総合** 保障タイプ  
加入できる方 満65歳～満69歳の健康な方  
月々の掛金 **2,000円**

保障内容	保障期間	満65歳～最高満70歳	～最高満85歳
入院 1日目から最高180日分	日帰り入院も保障	日額 1,500円	—
	交通事故・不慮の事故・病気等 ※1	90万円～4万円	—
障がい 3級の一部～14級 ※5	交通事故・不慮の事故等	170万円	—
	死亡・重度の障がい 1級・2級と、3級の一部 ※5	70万円	—

保障内容が異なります。保障期間が満了日までです。

下記のタイプにプラスして加入できます 単独での加入はできません。

**がん** 保障 プラス

組み合わせができるタイプ  
総合保障タイプ 医療保障タイプ 終身医療保障タイプ

加入できる方 満18歳～満49歳の健康な方  
月々の掛金 **1,400円** 保障期間 満18歳～最高満60歳 → 最高満65歳

保障内容	月々の掛金	保障期間	最高満65歳の契約満了日まで保障が異なります。
『がん』と診断	悪性新生物(生後をはじめて診断・1回限り) ※9	100万円	最高満65歳の契約満了日まで保障が異なります。
『がん』で入院 ※11	支払日数は1日目から無制限	日額 5,000円	
『がん』で手術 ※11	診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等	25万円	
『がん』で放射線治療 ※11	診療報酬点数が算定された放射線治療等	25万円	
死亡・重度の障がい	1級・2級と、3級の一部 ※5	10万円	

すべてのタイプにプラスして加入できます 単独での加入はできません。

**個人賠償** プラス

★1つの契約で、ご家族みんなが安心!  
加入できる方 健康状態にかかわらず、こくみん共済の各タイプに組み合わせて加入できます。

保障内容	保障期間	基本となるタイプの契約終了日まで保障
個人賠償 法律上の損害賠償責任を負ったとき(国内のみ)	最高3億円	
対人賠償の賠償額	死亡させたとき	10万円
	10日以上入院させたとき	2万円
	謝罪等をしたとき	3,000円

★ 被共済者の範囲 ※12 損害の原因となった事故発生時において、次のいずれかに該当する方となります。1つの契約で、ご家族も保障の対象となります。  
(1) 主たる被共済者(=基本となるタイプの被共済者) (2) 主たる被共済者の配偶者 (3) 主たる被共済者またはその配偶者の同居の親族 (4) 主たる被共済者またはその配偶者の同居の兄弟姉妹 (5) 被共済者の親権者、法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無効力者を監督する親族(被共済者が責任無効力者である場合、その方に関する事故に限り、被共済者に含まれます)  
●「個人賠償プラス」は、住まいる共済の特約「個人賠償責任共済」と同じ保障です。ご自身やご家族が、当会および他保険等と同様の保障(損害賠償責任保障)に加入している場合、保障が重複することがあります。

こくみん共済【加入申込書記入例】 申込書の太枠内すべてにご記入・押印ください。

同封の申込書でお申し込みいただけます。

申込内容  
ご希望のタイプにチェックしてください。

保障タイプ(加入できる方)	月々の掛金	保障期間	最高満65歳の契約満了日まで保障が異なります。
総合保障タイプ	1,800円	満18歳～最高満64歳	最高満65歳の契約満了日まで保障が異なります。
医療保障タイプ	2,300円	満18歳～最高満64歳	
終身医療保障タイプ	200円	満15歳～最高満80歳	
がん保障プラス	1,400円	満18歳～最高満60歳	
個人賠償プラス	200円	基本となるタイプの契約終了日まで保障	
合計	7,120円		
引当金	1,100円		
初年度支払合計(A+B+C)	7,220円		

※出資金や掛金(口座振替)の振収書は、ご届帳へ記載ができれば大丈夫です。

不慮の事故等とは「当会所定の感染症」を含みます。 ■ 事故による入院・手術・放射線治療・先進医療は事故の日から180日以内に開始された入院および受けた手術・放射線治療・先進医療が対象です。 ■ 病気による入院共済金・手術共済金・放射線治療共済金および先進医療共済金は、発効日から1年以内に被共済者が妊娠・分娩に伴う異常を原因として入院したとき、または手術等を受けたときにはお支払いできません(こども保障タイプ、シニア総合保障タイプ、シニア医療保障タイプ、終身医療保障タイプを除く)。 ■ 病気による入院共済金、入院時諸費用サポート共済金は、発効日の翌日から180日以内にその入院と同一の原因により再入院した場合は、これらの入院は1回の入院とみなして入院共済金、入院時諸費用サポート共済金をお支払いします。 ■ 同一の事故を直接の原因として事故の日から180日以内に開始された再入院は、1回の入院とみなして入院共済金、入院時諸費用サポート共済金をお支払いします。 ■ 同一の不慮の事故(けが)により、部位・症状が部位・症状別支払倍率表の倍率に複数該当するときは、それらの倍率のうち最も高い倍率を適用し、部位・症状別傷害共済金をお支払いします。 ■ 個人賠償プラスは基本となるタイプが契約終了となるまで契約が継続します。 ■ 個人賠償プラスの保障には、対人賠償費用のほか、損害拡大防止費用、裁判に要した費用等もあります。また、一定の条件を満たした場合には、示談交渉サービスをご利用いただけます。詳しくは当会までお問い合わせください。 ■ 国外へ滞遊されている方は、ご加入いただけない場合があります。 ● 契約の際は【各タイプ保障内容の注意事項】、【契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)】を必ずご覧ください。

WEBでのお見積り・お申し込み資料請求はコチラ!

さまざまなリスクから「住宅」と「家財」を守る保障

# 住まいる共済

火災共済・自然災害共済  
風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

**契約件数 385 万件**  
2025年5月時点

**備活** 応援 **住まいる共済の魅力**  
BIKATSU

**掛金は全国一律**

たすけあいの仕組みで、地域にかかわらず、掛金は全国一律です。

**風水害・地震にも安心**

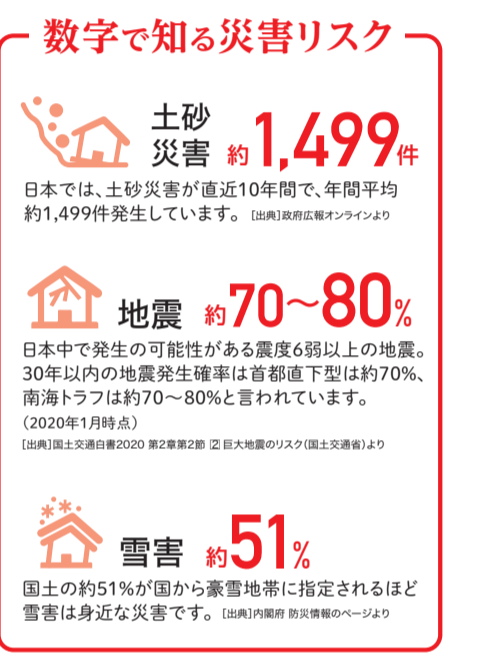
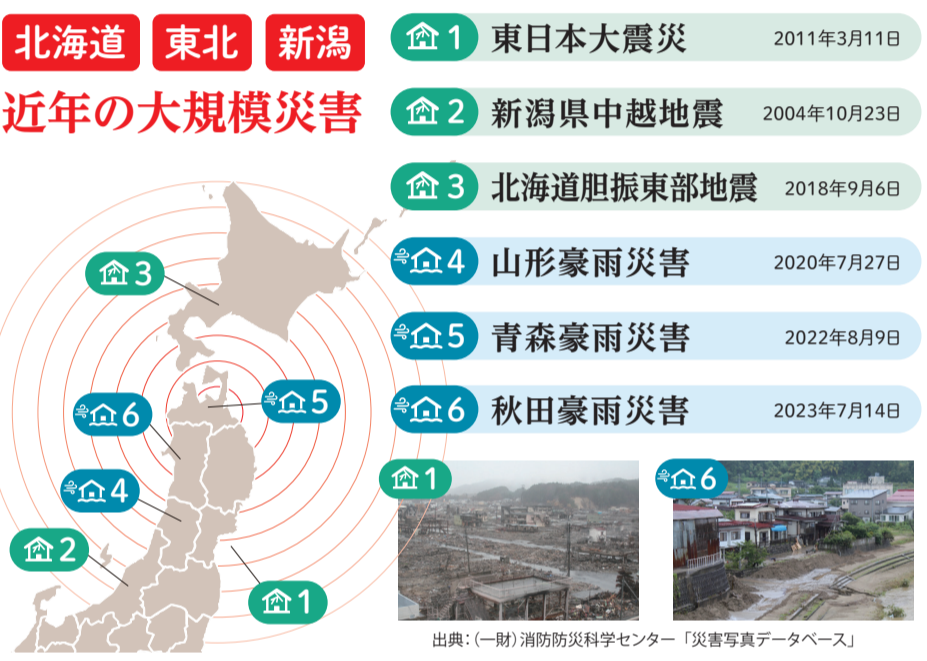
風水害や地震によるさまざまな被害を、損害額で保障します。  
※契約共済金額が上限となります。

**築年数にかかわらず**

築年数・使用年数にかかわらず、大切な住まいと家財を保障します。

いつ何時でもやってくる自然災害のリスクに備えを

近年、地震・豪雨・台風などの自然災害が全国各地で相次ぎ、被害も深刻化しています。ご自身の保障内容を今一度見直す機会としていただければ幸いです。



東日本大震災から15年  
特設サイトはこちら

カーライフを応援する、頼れる補償

# マイカー共済

自動車総合補償共済

**契約件数 226 万件**  
2025年5月時点

**備活** 応援 **マイカー共済の魅力**  
BIKATSU

**安全運転を応援**

最大22等級・65%割引はマイカー共済オリジナル!

**豊富な割引制度**

割引率9%の運転者本人限定特約の他にも、条件に応じた割引が充実。

**広い補償範囲**

衝突はもちろん、自然災害・盗難・あて逃げまで補償します。

安心のサポートと充実の補償を手頃な掛金で

ご自身や同乗者の補償・相手方への賠償までしっかりカバー!

基本補償	お車の補償	弁護士報酬や訴訟費用をサポート
ご自身や同乗者のけがの補償 <b>人身傷害補償</b> (被共済者1名につき) <b>最高5,000万円</b>	相手方へのけがの賠償 <b>対人賠償</b> <b>無制限</b>	相手方への車や物の賠償 <b>対物賠償</b> <b>無制限</b>
	衝突や火災、台風、盗難などの損害を補償 <b>車両損害補償</b> <b>一般補償</b> (自己負担額10万円・付随諸費用補償つき)	<b>弁護士費用等補償特約</b> (おすすめ特約) 交通事故で被害を被り、法律上の損害賠償を請求する場合に、弁護士への依頼が必要となる費用を被共済者1名につき最高300万円までお支払いします。 ※補償を受ける場合は、あらかじめ当会の同意が必要となります。

愛車の補償はたとえば**20等級**でこの掛金! (掛金例)

【補償内容】〈基本補償〉人身傷害補償／最高5,000万円 対人賠償・対物賠償／無制限 〈お車の補償〉車両損害補償／一般補償 自己負担額:10万円 (付随諸費用補償つき)  
※全損事故や盗難で被共済自動車を使用不能となったときの代車費用/遠隔地で事故にあったときの修理車庫の車両搬送費用/車両引取費用/代替交通費用/事故や盗難により発生した身の回りの品の損害を補償します。

セダン (トヨタ) プリウス の場合	軽自動車 (スズキ) スペースシア の場合	ミニバン (ニッサン) セレナ の場合
<p>●基本補償のみ <b>1,750円</b></p> <p>●お車の補償を付帯した場合 <b>3,740円</b></p>	<p>●基本補償のみ <b>1,370円</b></p> <p>●お車の補償を付帯した場合 <b>2,480円</b></p>	<p>●基本補償のみ <b>1,600円</b></p> <p>●お車の補償を付帯した場合 <b>3,340円</b></p>
<p>算出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●型式:6AA-MX1H60 ●型式発売年月:R5年1月 ●初度登録年月:R6年1月</li> <li>●型式別掛金クラス:対人6,対物6,人身傷9,車両9</li> <li>●車両共済金額:315万円(自己負担額10万円) ●運転者年齢条件:35歳以上補償</li> <li>●主たる被共済者年齢区分:40歳以上50歳未満 ※その他条件は下記のとおり</li> </ul>	<p>算出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●型式:4AA-MK54S ●型式発売年月:R5年11月 ●初度登録年月:R7年7月</li> <li>●型式別掛金クラス:対人4,対物2,人身傷4,車両6</li> <li>●車両共済金額:185万円(自己負担額10万円) ●運転者年齢条件:35歳以上補償</li> <li>●主たる被共済者年齢区分:40歳以上50歳未満 ※その他条件は下記のとおり</li> </ul>	<p>算出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●型式:6AA-SFAC28 ●型式発売年月:R6年11月 ●初度登録年月:R6年12月</li> <li>●型式別掛金クラス:対人6,対物7,人身傷9,車両8</li> <li>●車両共済金額:370万円(自己負担額10万円) ●運転者年齢条件:35歳以上補償</li> <li>●主たる被共済者年齢区分:40歳以上50歳未満 ※その他条件は下記のとおり</li> </ul>
<p>運転者本人・配偶者限定特約 <b>6% 割引</b></p> <p>ハイブリッド車 <b>3% 割引</b></p> <p>新車割引 (普通・小型乗用車) <b>5% 割引</b></p>	<p>運転者本人限定特約 <b>9% 割引</b></p> <p>ハイブリッド車 <b>3% 割引</b></p> <p>AEB割引 <b>9% 割引</b></p> <p>新車割引 (軽自動車) <b>4% 割引</b></p>	<p>運転者本人・配偶者限定特約 <b>6% 割引</b></p> <p>ハイブリッド車 <b>3% 割引</b></p> <p>AEB割引 <b>9% 割引</b></p> <p>新車割引 (普通・小型乗用車) <b>7% 割引</b></p>

※掛金は算出条件によって異なります。※上記は2026年4月時点において、2026年7月1日を効力開始日として試算しているため、試算日によっては型式別掛金クラスの変動などにより、実際の掛金と異なる場合があります。※掛金の払込方法は年払いまたは月払いが選べます。※現在ご加入の保険・共済の適用等級や過去の事故履歴等によって、お見積りもいたしてもご契約をお引き受けできない場合やご希望条件でご加入できない場合があります。※車両補償は3種類ござい。それぞれ補償内容が異なりますので、詳しくは「くみん共済 coop」までお問い合わせください。※AEB割引は「車台番号」と「型式発売年月」をもとに適用しています。●このチラシに記載している内容は共済商品・補償内容の概要を説明したものです。ご契約の際は資料をご請求いただき、「リーフレット」および「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり」を必ずご確認ください。

**加入例 持ち家 住宅・家財の保障** 火災共済 + 自然災害共済 ベーシック に300口加入した場合 (住宅200口+家財100口)

火災の場合	風水害・雪害の場合	地震の場合
最高保障額 <b>3,000万円</b>	最高保障額 <b>3,000万円</b>	最高保障額 <b>900万円</b>
木造構造 月払掛金 <b>6,600円</b> 年払掛金 <b>78,000円</b>	鉄骨・耐火構造 月払掛金 <b>4,200円</b> 年払掛金 <b>49,500円</b>	マンション構造 月払掛金 <b>3,300円</b> 年払掛金 <b>36,000円</b>

※風水害保障ありタイプの場合

頻発する自然災害に保障の備えを!

**地震による火災への備え**

(例)地震により建物が全焼した場合  
(全焼:住宅の損壊率70%以上の場合)

火災共済のみ加入の場合 **保障されません**

自然災害共済 [ベーシック] を付帯していた場合 **1,440万円**

**台風や竜巻など暴風への備え**

(例)台風・風害による住宅の被害  
(一部損:建物の損壊額98万円)

火災共済のみ加入の場合 **338,100円**

自然災害共済 [ベーシック] を付帯していた場合 **1,024,100円**

**線状降水帯など豪雨への備え**

(例)豪雨による床上浸水

半損:建物の損壊額 812万円  
家財の損壊額 980万円  
合計損壊額 1,792万円

火災共済のみ加入の場合 **172.5万円**

自然災害共済 [ベーシック] を付帯していた場合 **1,814.5万円**

【契約条件】戸建て(持ち家)/木造構造/延べ床面積40坪/世帯主42歳/世帯人数4人/住宅所在地 宮城県 【加入条件】必要保障額で加入(住宅280口/家財200口)自然災害共済「ベーシック」を同口数付帯

■上記共済金のお支払い金額は加入状況・加入内容に応じて算出した支払い例となります。■火災などのときは火災等共済金の15%(200万円が限度)、風水害などのときは火災共済の風水害等共済金の15%が臨時費用共済金(※)として加算されます。※罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いする共済金です(火災共済のみ)。■共済金のお支払い可否については、ご契約の内容・損壊状況などにより異なります。●ここに記載している内容は共済商品・保障内容の概要を説明したものです。ご契約の際は資料をご請求いただき、「リーフレット」および「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり」を必ずご確認ください。

カーライフを安心サポート!

**事故対応**

24時間365日対応!

**ロードサービス**

現場での30分以内の路上クイックサービスが無料!

**修理対応**

全国約1,200ヵ所の指定整備工場!

お近くのマイカー共済代理店工場でも加入受付できます。

WEBでのお見積り・お申し込み・資料請求はコチラから!

P.6の見積依頼書でもお見積りできます

**ご契約の発効日について 郵送加入の場合(初回掛金口座振替)**

**こくみん共済 coop が加入を承諾した場合、下記のように契約が成立し保障が開始(発効)します。**

申込書の受付日(消印) → 契約の発効日(保障の開始日)

毎月1日～月末日 → 翌々月1日

例) 2026年7月10日 例) 2026年9月1日

※指定の口座から初回掛金の振替ができたこととは、申込はなかつたこととなります。※受付日より、口座振替の処理が開始されない場合は翌月1日掛金をまとめて口座振替でさせていただきますので、ご了承ください。※共済契約証は、申込書受付から3週間程度でお届けします。

**こくみん共済**

個人定期生命共済・こども定期生命共済・熟年定期生命共済  
傷害共済・個人賠償責任共済・終身生命共済・個人長期生命共済

**ご契約のてびき**

下記のご事項をご確認のうえ、お申し込みください。

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を重要事項としてお申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約・細則によって定まります。このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、こくみん共済 coop(以下「当会」)までお問い合わせください。ご契約内容となる事業規約・細則は、当会のホームページ(https://www.zenrosai.coop/tebiki.html)よりご参照いただくか、当会までお問い合わせください。

■共済商品名と該当する事業規約・細則	共済商品名	事業規約・細則
医療賠償タイプ、総合保障タイプ、医療保障60歳タイプ、総合保障60歳タイプ、がん保険プラス	個人定期生命共済	
こども保障タイプ	こども定期生命共済	
シニア総合保障タイプ、シニア医療保障タイプ	熟年定期生命共済	
傷害タイプ、傷害60歳タイプ	傷害共済	
個人賠償プラス	個人賠償責任共済	
終身医療保障タイプ	終身生命共済	

**契約概要**

「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。

**契約者について** 出資金を払い込み、組合員となった方で、当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方を行います。

**被共済者になることができる方** 1. 契約者、契約者の配偶者(内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なるなど程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方が婚姻の届け出をしていない配偶者がいる場合は除きます。(以下同じです。)\*内縁関係にある方等とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示(自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、当会所定の確認書のいずれかを)をお願いしています。2. 生計を一にする、契約者または契約者の配偶者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹およびその配偶者(婿・婦)※生計を一にするとは、日常生活において互いの収入および支出を共同して計算することであり、同居である必要はありません。\*個人賠償プラス、携行品損害共済金においては、被共済者は共済金請求ができる方のこととなります。個人賠償プラスの保障対象となる被共済者の範囲はP.2の個人賠償プラスを参照ください。\*ご加入の際は申込書に記載されている質問表へのご回答が必要です。(「加入申込書(申込書)および質問表の記入について」をご覧ください。)

**商品のしこみ** タイプごとに加入できる年齢・保障内容は異なります。詳しくは「こくみん共済のページ」を参照ください。

**共済掛金(掛金)の払込方法について** 掛金の払込方法は、月払いになります。初回掛金の払込方法については、「契約の成立と効力の発生について」をご覧ください。

**共済期間と共済契約(契約)の継続(自動更新・年齢満了時の手続き、自動移行)について** (1)共済期間は1年です。契約は共済商品タイプごとに定める更新期で更新されます。同じタイプ(60歳以上)は同じ掛金額のプラン、保障内容は変わります。引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。\*終身医療保障タイプの共済期間は終身です(更新はありません)。2. 終身医療保障タイプに付帯する先進医療特約の共済期間は10年(自動更新により1年連続)です。3. こども保障タイプにご加入の場合(1)共済期間は1年です。引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。満17歳時の更新により共済期間(1年)の終了に伴い、契約が満了します。(2)契約満了時には引き続き加入できるタイプ(保障内容・掛金が異なります)をご案内します。お手続きが必要です。(3)契約満了日までにお手続きがなかった場合には、医療賠償タイプ(1口)に自動的に移行(自動移行)します。※組み合わせて加入しているタイプによっては、こども保障タイプが自動移行せずに契約満了日で終了となる場合があります。\*今後の制度改定により、自動移行先のタイプが変更となる場合があります。\*更新年齢とは更新後契約の発効日における被共済者の満年齢をいいます。\*事業規約・細則の改正がある場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります。【**規約・細則の変更について**】をご覧ください。

**契約できる限度について** 1. 1人の被共済者が同じタイプには複数加入できません。2. 当会の他の共済商品(個人長期生命共済・終身生命共済)の事業規約にもとづく商品プラン・タイプにすでに加入の方については、加入額を制限することがあります。詳しくは当会までお問い合わせください。3. 終身医療保障タイプに付帯する先進医療特約は、個人長期生命共済・終身生命共済の事業規約にもとづく商品プラン・タイプと連動して、被共済者1人につき1契約です。\*一部の職業に従事している方【**次項「一部のご職業について」**で、ご確認ください】の加入額を制限することがあります。

**一部のご職業について** 1. 保障開始日において次の職業に従事している方は、被共済者となることができません。(1)力士、拳闘家、プロレスラー、経営者、その他これらに類する職業(2)テスト・プロット、テストドライバー、その他これらに類する職業※加入後にこれらの職業に従事した場合には、これらの職業の就業に伴う原因により支払事由が発生したときに共済金をお支払いできない場合があります。2. 終身医療保障タイプ **夜表**の①～⑧の職業に従事している方は、個人定期生命共済・終身生命共済の事業規約にもとづく商品プラン・タイプとあわせて1年度、5,000円を超えて加入することはできません。3. その他のタイプ **夜表**の①～⑧の職業の就業に伴う原因により発生した不慮の事故および交通事故の場合には共済金をお支払いできないことがあります。また、⑧の職業である運転業務中に生じた不慮の事故および交通事故の場合には入院・通院・重症化状態別傷害・災害書庫入院一時金・手術・放射線治療・先進医療共済金をお支払いできません。

発効日が毎月1日の場合	前月の月末	左記以外の場合	当月の月末
2. 払戻金の引き出し 翌日から3か月の払戻猶予期間があります。払戻猶予期間内に掛金を払い込まない場合、契約は失効します(契約内容により異なります)。			
<b>共済金を確実に請求するための(代理請求について)</b> 契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理(指定代理請求人)が契約者の代理人として共済金等を請求することができます。【指定代理請求人】とは、また、指定代理請求人が指定されていないときや指定ない事項に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます。【代理請求制度】をいいます。			
<b>共済金をお支払いできない主な場合</b> 次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。			

- すべての共済金** (1) 被共済者の犯罪行為(個人賠償プラス、携行品損害共済金を除きます) (2) 被共済者・契約者・共済金受取人の故意 (3) 契約が解除された場合 (4) 契約が無効となした場合や、詐欺等により取り消された場合 など
- 死亡・重度障害に対する共済金** (1) 発効日(増額分は更新日。以下同じ)から1年以内の自殺・自殺幇助 (2) 発効日前の傷害または病気を原因として重度障害がいの状態となったとき など
- 不慮の事故を原因とする共済金** (1) 被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2) 被共済者の精神障害(または泥酔・疾病に起因して生じた事故) (3) 無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故 (4) 原因がわからない場合でもむち打ち症または「**腰痛・背痛**で他覚症状のないもの」(5) 一部の職業において、業務中の事故【「一部のご職業について」をご覧ください】 など
- 交通事故を原因とする共済金** (1) 3. (1)～(5) (2) 道路以外の場所における車両の交通により生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの (3) 人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの (4) (駐車中)の事故 など
- 病気を原因とする共済金** (1) 被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2) 被共済者の薬物依存またはそれにより生じた疾病 (3) 原因がわからない場合でもむち打ち症または「**腰痛・背痛**で他覚症状のないもの」(4) 発効日前に発病した病気を原因とした、発効日から2年以内の入院・手術・放射線治療および先進医療 (5) 発効日から1年以内に被共済者が妊娠・分娩に伴う異常を原因とした入院・手術・放射線治療および先進医療(こども保障タイプ、シニア総合保障タイプ、シニア医療保障タイプ、終身医療保障タイプを除く) など
- 手術・放射線治療に関わる共済金** 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非視線的整復術、非視線的整復手術および非視線的助動術、技術手術、診療報酬点数数が1,400点未満の手術、検査・生検を目的とした手術 など
- 携行品損害共済金** (1) 被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2) 生計を一にする親族の故意(被共済者に共済金を取得する目的がなかった場合は除く) (3) 共済の目的とする携行品の欠陥、自然消耗、置き忘れ、紛失 など
- 賠償責任に関わる共済金** (1) 被共済者の範囲に含まれる親族、およびその同居親族に対する損害賠償責任 (2) 暴行または殴打に起因する損害賠償責任 (3) 職務行為に起因する損害賠償責任 (4) 被共済者本人が所有する財物および被共済者が使用・管理する財物に関する損害賠償責任(使用・管理とは借用物、預り物等をいいます。財物は不動産を含みます) (5) 心身喪失に起因する損害賠償責任 (6) 自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 など

**割り戻し金について** 毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします(5月末現在の有効契約が対象となります)。ただし、終身医療保障タイプに対する割り戻し金は利息をつけてお返しします。なお、お返しされた割り戻し金は、共済期間の途中に、契約者からのご請求にもとずきお支払いすることもできます。

**共済金受取人について** 1. 共済金受取人は契約者です。2. 1.にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。(1)契約者の配偶者(2)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ消費生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです) (3) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父父母および兄弟姉妹

**規約・細則の変更について** 当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日・移行日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるべき事項)により更新・移行します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページ上の掲載その他の方法により周知します。

**個人賠償プラス(個人賠償責任共済)の保障の重視について** 当会および当会以外の「ご契約」ですらに同種の保障に加入しているときは保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故につき、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは掛金や共済金が支払われない場合があります。それぞれの「ご契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。\*主たる被共済者とそのご家族がそれぞれ個人賠償プラスに加入し、保障が重複した場合、支払限度額はそれぞれ保障額を合算した額となります(それぞれの「ご契約」が共済金を重ねてお支払いすることはありません)。

**契約の無効について** 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。1. 被共済者が発効日よりすでに死亡しているとき 2. 被共済者が発効日または更新日に「**被共済者になることができる方**」の範囲外であったとき 3. 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分に対応するタイプ 4. 申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき 5. 契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき 6. 同じタイプに複数加入していたときは、その超えた部分に対応するタイプ 7. 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって「契約の締結をしたとき」8. 基本となるタイプが契約の発効日または更新日において無効であるとき 9. 個人賠償プラス、個人賠償プラス 9. 被共済者によって終身生命共済ならびに個人長期生命共済の事業規約にもとづく先進医療特約を締結している場合に新たに先進医療特約の締結をしたときの当該特約※すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。\*無効の場合、掛金の全部または一部を契約者にお返しします(7.の契約が消失します)。

**詐欺等による契約の取り消しについて** 契約者、被共済者(個人賠償プラスの場合、主たる被共済者)または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。\*支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、返還していただきます。\*取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

**契約の解除について** 次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。1. 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき 2. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人(個人賠償プラスは、損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を受取るべき人。以下同じです)が、共済金を支払ったときを目的として、支払事由を発生させた、または発生させたこととしたとき 3. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力\*に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と反社会的に非難されるべき関係\*を有していると認められるとき \*【「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でない方も)または暴力団関係企業その他の反社会的勢力を有する者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業その他の反社会的勢力を有する者等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合は、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。4. 他の契約との重複により、被共済者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称でもかかるとはならず)の合計額が著しく過大であり、共済金等の目的に達する状態がもたらされるおそれがあると認められたとき 5. **前記1～4**、またはそのいずれかに該当する場合、当会と被共済者が損なわれ、\*当会が、契約の締結に不当だと判断したとき 6. 契約者は被共済者(個人賠償プラスは、主たる被共済者)が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたととき\*当初の契約または更新後の契約(告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約)または更新後の契約が解除されることがあります。\*支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。\***前記3**、の事由のみ該当した場合に、該当した方が一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

**契約の消滅について** 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。1. 被共済者が死亡したとき ※被共済者が死亡した場合は当会へご連絡ください。2. 被共済者が重度障害がいの状態となり、重度障害共済金が支払われたとき

**被共済者による契約の解除請求について** 被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めたいことがあります(個人賠償プラスを除きます)。

**掛金の生命保険料控除について** こくみん共済の掛金は、一部分を除き生命保険料控除の対象となります。\*傷害タイプ、傷害60歳タイプ、個人賠償プラスは、掛金全額が控除の対象になりません。

**契約内容に関する届け出について** 契約者(4.は被共済者または相続人)は次の場合、当会へご連絡ください。ご連絡ください。共済金をお支払いできない場合があります。1. 契約者または被共済者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人や指定代理請求人を含みます) 2. 契約者の住所を変更したとき 3. 続病が治癒したとき 4. 契約者が死亡したとき

**解約と解約返戻金について** 1. 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。また、当会所定の解約額を提出してください。\*がん保険プラス、個人賠償プラスは組み合わせて加入している基本となるタイプが、終了(無効・取り消し・失効・解約・解除・消滅)するとき、あわせて終了となります。2. 終身医療保障タイプ できる限りお支払い掛金で終身保障を実現するために、解約返戻金をゼロ(0円)とした共済商品です。そのため、契約を解約したり、契約が失効した場合の解約返戻金はありません。3. その他のタイプ 解約返戻金はありせん。

**お客さまに関する個人情報の取り扱いについて** 組合員・お客さまからご提供いただいた個人情報は、ご本人からご確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は【「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)】にもとづく適切に取り扱います。共済金の適正かつ迅速なお支払いを行うために必要な範囲内の個人情報等、医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社等と、本契約に関する個人情報共同利用することがあります。\*個人情報取り扱いに関する詳細は当会ホームページ(https://www.zenrosai.coop)をご参照ください。

**有価証券、貴金属、通帳、キャッシュカード、クレジットカード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、コンタクトレンズ** など

**共済金を減額してお支払いする場合** 事故等による傷害で共済金をお支払いする場合、以下の影響により被害が重大となったときは、その影響があった場合に相当する共済金の額を減額してお支払いします。1. 当該事故発生時、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響 2. 当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障がいもしくは傷病の影響

**共済金支払いの分割・繰り延べ・削減** 戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります(賠償責任に関わる共済金・携行品に関わる共済金は免責となり、お支払いできません)。

**注意喚起情報**

「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意ください事項、不利益になる事項等をご記載しています。

**クーリングオフについて** 申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。\*書面による場合は、共済契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、被共済者の氏名、クーリングオフをする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。\*電磁的記録による場合は、当会ホームページの受付フォームよりお申し出ください。

**加入申込書(申込書)および質問表の記入について** 1. 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問)については正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約内容を本人の身におかめかめにお読みいただき、署名していただきます。2. 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お申し込みを受けずにかかを決めます。その結果は申込書(契約者)にお知らせします。3. 申込者(契約者)が申込書の「締結日」に記入した日をご告知日(申込書の質問表への回答日)とします。申込書に申込日(消印日)の記入がなかった場合は、申込書の受付日(以下「日付」を申込日(告知日)とします。①当会窓口: 当会の窓口受付日 ②金融機関窓口: 金融機関の窓口受付日 ③郵送・消印日 金融機関の窓口受付日または消印日が判断不明の場合は、当会受付日を申込日(告知日)として取り扱います。

**契約の成立と効力の発生について** 当会が加入を承諾した日から、次のように契約が成立し保障が開始(発効)します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。1. 申し込みと同時に初回掛金を払い込む場合 契約の効力は初回掛金の払い込みの日翌日午前零時から発生(発効)します。\*申込書の提出から初回掛金の払込日より遅くなった場合は、申込書の受付日(消印日)の翌日午前零時から発生(発効)します。\*初回の掛金は、申込日からその日を含めて1か月以内に、当会窓口あるいは当会が指定した金融機関から払い込みください。申込日から1か月を過ぎますと、契約が無効となり、再度お申し込みいただくこととなります。2. 口座振替(口座)により初回掛金を払い込む場合(郵送加入) 契約の効力は**申込書の受付日(消印日)の翌々月1日午前零時**から発生(発効)します。\*ご指定の口座から初回掛金の振り替えができなかったときは、申し込みはなかつたこととなります。当会が指定する振替日までにご指定の口座へ払い込みください。

**2回目以降の掛金の払込・振替期間・契約の失効** 1. 口座振替(口座)は、当会が指定した振替者にご指定の口座から振り替えます。掛金の払込日は次のとおりです。

発効日が毎月1日の場合	前月の月末	左記以外の場合	当月の月末
2. 払戻金の引き出し 翌日から3か月の払戻猶予期間があります。払戻猶予期間内に掛金を払い込まない場合、契約は失効します(契約内容により異なります)。			
<b>共済金を確実に請求するための(代理請求について)</b> 契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理(指定代理請求人)が契約者の代理人として共済金等を請求することができます。【指定代理請求人】とは、また、指定代理請求人が指定されていないときや指定ない事項に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます。【代理請求制度】をいいます。			
<b>共済金をお支払いできない主な場合</b> 次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。			

- すべての共済金** (1) 被共済者の犯罪行為(個人賠償プラス、携行品損害共済金を除きます) (2) 被共済者・契約者・共済金受取人の故意 (3) 契約が解除された場合 (4) 契約が無効となした場合や、詐欺等により取り消された場合 など
- 死亡・重度障害に対する共済金** (1) 発効日(増額分は更新日。以下同じ)から1年以内の自殺・自殺幇助 (2) 発効日前の傷害または病気を原因として重度障害がいの状態となったとき など
- 不慮の事故を原因とする共済金** (1) 被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2) 被共済者の精神障害(または泥酔・疾病に起因して生じた事故) (3) 無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故 (4) 原因がわからない場合でもむち打ち症または「**腰痛・背痛**で他覚症状のないもの」(5) 一部の職業において、業務中の事故【「一部のご職業について」をご覧ください】 など
- 交通事故を原因とする共済金** (1) 3. (1)～(5) (2) 道路以外の場所における車両の交通により生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの (3) 人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの (4) (駐車中)の事故 など
- 病気を原因とする共済金** (1) 被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2) 被共済者の薬物依存またはそれにより生じた疾病 (3) 原因がわからない場合でもむち打ち症または「**腰痛・背痛**で他覚症状のないもの」(4) 発効日前に発病した病気を原因とした、発効日から2年以内の入院・手術・放射線治療および先進医療 (5) 発効日から1年以内に被共済者が妊娠・分娩に伴う異常を原因とした入院・手術・放射線治療および先進医療(こども保障タイプ、シニア総合保障タイプ、シニア医療保障タイプ、終身医療保障タイプを除く) など
- 手術・放射線治療に関わる共済金** 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非視線的整復術、非視線的整復手術および非視線的助動術、技術手術、診療報酬点数数が1,400点未満の手術、検査・生検を目的とした手術 など
- 携行品損害共済金** (1) 被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2) 生計を一にする親族の故意(被共済者に共済金を取得する目的がなかった場合は除く) (3) 共済の目的とする携行品の欠陥、自然消耗、置き忘れ、紛失 など
- 賠償責任に関わる共済金** (1) 被共済者の範囲に含まれる親族、およびその同居親族に対する損害賠償責任 (2) 暴行または殴打に起因する損害賠償責任 (3) 職務行為に起因する損害賠償責任 (4) 被共済者本人が所有する財物および被共済者が使用・管理する財物に関する損害賠償責任(使用・管理とは借用物、預り物等をいいます。財物は不動産を含みます) (5) 心身喪失に起因する損害賠償責任 (6) 自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 など

**割り戻し金について** 毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします(5月末現在の有効契約が対象となります)。ただし、終身医療保障タイプに対する割り戻し金は利息をつけてお返しします。なお、お返しされた割り戻し金は、共済期間の途中に、契約者からのご請求にもとずきお支払いすることもできます。

**共済金受取人について** 1. 共済金受取人は契約者です。2. 1.にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。(1)契約者の配偶者(2)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ消費生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです) (3) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父父母および兄弟姉妹

**ご契約者の皆さまへ** 「こくみん共済 coop(当会)」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省各に定められている共済契約準備金をこえる充分な積立立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。当会は、これからも引き続き健全な経営に努めたいとともに、情報開示を積極的に行っています。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を選択し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性を確保に努めています。【詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください。】

**苦情のお申し出先** こくみん共済 coop お客様相談室

0120-603-180 (受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く))

\*電話番号のにおひり間違いにご注意ください。  
\*受付時間は変更となる場合があります。最新の情報はホームページでご確認ください。

**新しく組合員になれる方へ(出資金について)**

【こくみん共済 coop】は消費生活同組合連合会にもとづく、非営利で共済事業を営む生活同組合連合会です。生活同組合とは、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生活同組合の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口(100円)の出資が必要で、(生活同組合連合会運営のために1口(1,000円)以上の出資をお願いしています)。

**見積依頼・資料のご請求**

点線で切り取って三つ折りにし、同封の**返信用封筒**で郵送ください(切手不要)

見積依頼後、約10日後に見積結果を郵送いたします。

記入日 年 月 日

ご契約者名(組合員氏名) フリガナ 生年月日 昭和 平成 西暦 性別 男 女

ご住所 〒 都 道 府 県

日中のご連絡先  携帯・自宅  その他 - - メール

**住まいる共済 お見積もり**

**必須項目** (必ずお記入ください)

**住宅区分**  持ち家  貸家  借家・賃貸マンション等  戸建て住宅  共同住宅  共同住宅\* (3階建て以下) (4階建て以上)  共同住宅\* (5階建て以上) (6階建て以上)  戸建て住宅以外のすべてのお住まい

**延床面積** 同居家族数(本人含む)  30歳未満  30歳以上・40歳未満  40歳以上

**柱の材質について**  木質など  鉄骨造  コンクリート造

**ご希望の保障額**  最高保障額(おすすめプラン)でのお見積もり  指定した保障額での見積もりを希望する

**特約**  日常生活の法律上の賠償責任に備えない  自宅が火元の際に近隣住宅への延焼による損害に備えない  (借家・賃貸の方)大家さんへの賠償責任に備えない

**Eco設備**  太陽電池によるエコ設備のいずれかが該当しますか?  該当する  該当しない

**耐火建築物**  準耐火建築物・省令準耐火建物  該当なし  わからない(不明)  月払い  年払い

※不明の場合は「該当なし」としてお見積もりください。

広告番号 Z70660

**マイカー共済 お見積もり**

「おすすめ安心タイプ」でお見積もりをいたします。  
●人身傷害補償: 最高 5,000万円 ●対人・対物賠償: 法的制限  
●車両損害補償: 一般補償(自己負担額10万円) ●弁護士費用等補償特約

●主たる被共済者(契約者と異なる場合のみ記入ください)

氏名 性別 生年月日 年 月 日

●主たる被共済者は、契約者、契約者の配偶者(契約者または契約者の配偶者と同居する親族の範囲で、被共済自動車を主に使用する方)となります。

●お車について

車種  普通・小型乗用車  軽四輪乗用車  キャンピング車  普通貨物車(最大積載量2t以下)  小型貨物車(最大積載量2t以下)  軽四輪貨物車

メーカー 車名 ハイブリッド車  適用

例) トヨタ、ニッサン等 例) アクア、ノートなど

型 式 初度登録(検査)年月 年 月 日

車検証・保険証券(共済契約証書)等をご確認のうえ、車検証・保険証券(共済契約証書)等をご確認ください。

年 月 日 年

●現在ご加入の保険(共済)について

現在ご加入の保険(共済)  あり  なし

※正確な見積もりを作成するため、現在ご加入の保険(共済)がない場合は必ず「なし」にチェックしてください。

現在のご加入の保険(共済)の種類 現在のご加入の保険(共済)の等級

年 月 日 年

●見積もりの支払方法

掛金の支払方法  月払い  年払い

●運転される方についてお答えください。

運転される方の年齢条件  年齢問わず  21歳以上  26歳以上  35歳以上

運転されるお子さまの年齢条件  付帯なし  年齢問わず  21歳以上  26歳以上

※35歳以上のおさまが運転する場合は付帯なしをお選びください。

運転される方の特定条件  運転者本人のみ  本人・配偶者のみ

※事故の有効適用期間は、現在ご加入の保険証券(共済契約証書)にてご確認ください。

※車体の形状がダンプの場合、マイカー共済に加入できません。ただし、軽四輪貨物車(4ナンバー)は車体の形状がダンプでもマイカー共済に加入できます。●最大積載量0.6t以下の普通貨物車、ダンプ装置のある軽四輪貨物車(4ナンバー)、キャンピング車、ミニ自動車、原付自転車には車両損害補償を付帯することはできません。●現在ご加入の保険・共済の適用期間や除去の事項等によって、お見積もりをいただいてもお見積もりがきかない場合があります。●車両は、現在ご加入の自動車保険(共済)の適用期間が10日以内である場合は、当会の窓口にてお手続きください。

広告番号 Z70661

**各種共済の資料請求もできます** 資料請求のみでもご利用いただけます。

資料を希望される共済に✓をつけてください。

こくみん共済 (医療保障・通帳保障)  こくみん共済 (終身医療保障)  こくみん共済 (一時払い終身生命)  こくみん共済 (年金共済)  こくみん共済 (満期金付生命)  マイカー共済 (車の補償)  住まいる共済 (火災・自然災害・地震の保障)  総合医療共済 (医療保障)  せいめい共済 (遺族保障・介護保障)

※見積依頼書に記載いただいた個人情報は、掛金見積もりを行うために活用するほか「こくみん共済 coop」の各種共済・サービスのご案内に利用させていただきます。 広告番号 Z70662

**WEB専用商品**

すべてスマホで完結!

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

**あつち Kokumin Kyosai Atto**

1年定期生命医療共済

詳しくはこちら

**こくみんLifeサポート 公式アプリ**

約18万種類のお役立ちサービスがお得に使える!

からご利用できます!

アプリをインストール

マイページ登録後、IDとパスワードでログイン完了!

たすけあい

アプリ登録1件につき、社会福祉協議会・子ども食堂・福祉施設などに**1食分のお米(100g)を寄贈いたします。**

インストールはこちらから!

「こくみんLifeサポート」は、こくみん共済 coopの組合員の方がご利用いただけるサービスです(一部を除く)。

**共済金のご請求は、WEBから24時間365日、いつでも簡単にお手続きいただけます。**